

品川区都市再生整備計画・社会資本総合整備計画評価委員会設置要綱

制定 平成22年11月25日区長決定 要綱第135号

改正 平成28年 1月 4日区長決定 要綱第 23号

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第47条第2項の規定に基づき国が交付するまちづくり交付金および社会資本整備総合交付金交付要綱第3の一に基づき、国が交付する社会資本整備総合交付金を財源の一部とする事業において、区が行う都市再生整備計画および社会資本総合整備計画(以下「計画」という。)の事後評価について意見を聴くため、品川区都市再生整備計画・社会資本総合整備計画評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、不適切な点または改善すべき点があると認められる場合は、区長に意見の具申を行うものとする。

(1) 事後評価手続きおよび計画の目標の達成状況の確認等の結果についてその妥当性に関すること。

(2) 今後のまちづくり方策等の内容の妥当性に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人で組織する。

2 委員は、都市計画やまちづくり分野に関する学識経験のある有識者を1人以上含む適切な人材を充てることとする

3 委員は、区長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長をおく。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の2人以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、委員会の決定により、その全部または一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市環境部都市開発課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。